

アルコールチェックの義務化と記録について

一般社団法人千葉県安全運転管理協会

1 なぜ道路交通法施行規則の一部が改正されたのか

- (1) 令和3年に県内で発生した重大事故
- (2) 改正に影響を与えた事実
 - ア 業務中の飲酒運転事故であった。
→安全運転管理者のアルコールチェックの義務化
 - イ 業務の合間に飲酒していた。
→アルコールチェックは、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者にしなければならないとされた。

2 安全運転管理者の業務は7つから9つへ（道路交通法施行規則第9条の10改正の概要）

令和3年11月10日「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」が公布され、令和4年4月1日から業務として運転しようとする者及び運転を終了した者に対し、飲酒の有無を確認することが義務付けられました。改正により拡充される業務内容は次のとおり、令和4年4月1日から開始される内容と、令和4年10月1日から追加される内容の二段階となっています。

道路交通法施行規則第9条の10

令和4年4月1日施行による業務

- (1) 運転者の適性等の把握
- (2) 運行計画の作成
- (3) 交替運転者の配置
- (4) 異常気象時等の措置
- (5) 点呼等による安全運転の確保
- (6) 酒気帯びの有無の確認
 - ※ 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。
- (7) 上記(6)の確認の内容を記録すること。
また、その記録を一年間保存すること。
- (8) 運転日誌の備え付けと記録
- (9) 安全運転指導

令和4年10月1日施行による業務

- (1) 運転者の適性等の把握
- (2) 運行計画の作成
- (3) 交替運転者の配置
- (4) 異常気象時等の措置
- (5) 点呼等による安全運転の確保
- (6) 酒気帯びの有無の確認
 - ※ 目視等のほかにアルコール検知器も使用すること。
- (7) 上記(6)の確認の内容を記録し、一年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- (8) 運転日誌の備え付けと記録
- (9) 安全運転指導

3 法改正のポイント1 酒気帯びの有無の確認

(1) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までは、酒気帯びの有無を目視等で確認し、その内容を記録すること。

注：目視等で確認とは

原則として対面で、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などで確認すること。

(2) 令和4年10月1日からは、酒気帯びの有無を対面で確認のほか、検知器で確認し、その内容を記録すること。

注：国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは

ア 呼気中のアルコールを検知するものであること。

イ アルコールの有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等のいずれかにより示す機能があること（市販のものでよい）。

(3) アルコール検知器の種類と特徴

表1

方式	メリット	デメリット	寿命
半導体式	○感度が高い ○比較的到低価格 ○反応が早い	○アルコール以外のガスにも反応する ○気温・湿度などの環境の影響を受けやすい ○部品交換不可のものが多い	購入後1年又は使用回数1,000回程度
燃料電池式	○精度が高い ○アルコール以外のガスに反応しにくい ○消費電力が少ない ○部品交換できるものがある	○比較的到高価格 ○定期的なメンテナンスが必要でランニングコストが高い ○測定時間が少し長い	使用開始から1年又は1万回程度 (部品交換で使用回数が伸びるものがある)

※ 1年を超える保管はできないものがあることに注意

4 法改正のポイント2

アルコールチェックは運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者にしなければならない

(1) チェックの対象となる者

ア 業務として運転を開始する前の者

イ 業務としての運転を終了した者

アルコール検査の対象となるのは、事業所の業務のために運転する者（私有車両を業務で使用する場合を含む）です。今回の法改正において業務として車を運転しない者は確認・記録の対象になっていません。

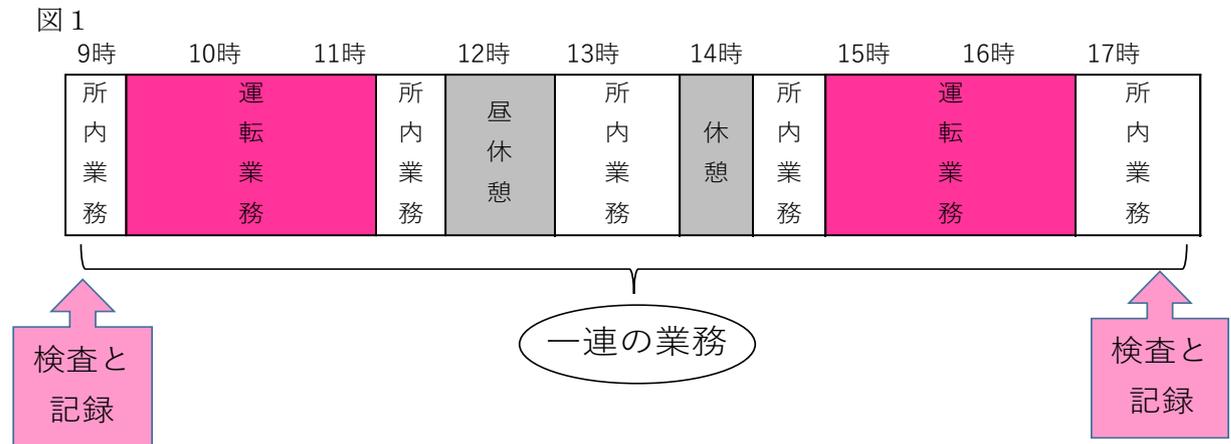
「私有車両を業務で使用する場合」とは、車両等の使用者（事業主）が、勤務時間において同車両を実質的に管理し、いわゆる社用車として運用するような場合をいいます。

注：今回の改正には含まれていませんが、事業所としてはマイカー通勤中の事故であっても、民法上の「使用者責任」により責任が問われることがありますので、マイカー通勤者に対しても飲酒運転を防止する安全運転管理は必要です。

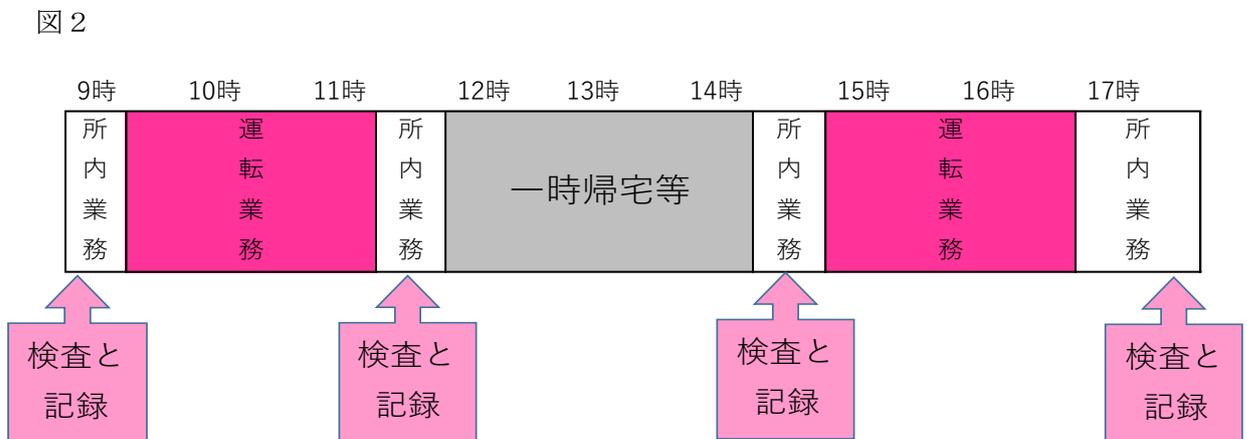
(2) 飲酒検知のタイミングについて

ア アルコールチェックは、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」に対して行うことになります。

なお、ここでの「運転」とは、一連の業務としての運転を指しますので、運転を含む業務の開始時や出勤時、及び業務の終了時や退勤時に行うことが可能です。(図1参照)



イ 業務の途中で帰宅するなどにより、勤務が途切れている場合は、「一連の業務」ではありませんので、勤務時間帯毎にそれぞれ運転（業務）前、運転（業務）後のアルコールチェックを行ってください。(図2参照)



5 法改正のポイント3 確認内容の記録は1年間保存しなければならない

(1) 記録しなければならない必須事項

- ① 確認者氏名（原則として安全運転管理者又は副安全運転管理者）
- ② 運転者氏名
- ③ 自動車のナンバー等（連番 5567 等でよい）
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法
 - ・ アルコール検知器の使用の有無（令和4年10月1日から）
 - ・ 対面でない場合は具体的確認方法
- ⑥ 酒気帯びの有無（検査機器で示された数値だけでもよい）
- ⑦ 指示事項（酒気帯び有りの場合などにどのような措置を取ったのかを記録する）
- ⑧ その他必要な事項

(2) 記録様式について

法律で定められた書類様式やパソコンファイルはありません。記録様式を自ら作ることもできますが、このテキストと千葉県安全運転管理協会のホームページに掲載されている記録様式を活用することもできます。

千葉県安全運転管理協会のホームページには、手書きで作成する様式とマイクロソフトエクセルで作成する様式を掲載しています。

アルコール検査確認結果記録表(記載例)

(各車両の運転者が決まっている場合)

確認日 2022年4月15日

確認方法の凡例

- A～対面で検査機器使用
- B～非対面で検査機器使用
- C～対面で目視確認
- D～非対面で目視確認

※ 令和4年10月1日以降にC又はDとした場合は、アルコール検知器を使用しなかった理由(急な故障など)と検知器に代わる措置について特記事項に記載すること。

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
田中和男		5548				
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時	鈴木	9:25	C	なし		
帰着時	渡辺	17:10	B	なし		

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
山田太一		・175				
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時	鈴木	9:25	A	なし		
帰着時	渡辺	17:10	A	なし		

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
佐藤次郎						
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時	鈴木	9:25	A	有り	0.10	
帰着時						

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
佐々木孝						
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時	鈴木	9:25	A	有り	0.20	
帰着時						

運転者氏名		運転車両		酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
	確認者	確認時間	確認方法			
出発時						
帰着時						

記載例のない様式は千葉県安全運転管理協会のホームページに掲載しています。

また、1台の車両を複数の運転者が使用する場合の様式も掲載しています。

運転日誌とアルコール検査確認結果記録表を一体にした様式です。運転日誌の作成と保管も法で定められた業務ですので、必ず実施してください。

運転日誌・アルコール検査確認結果記録表

年 月 日 ()		運転車両		運転者 (作成者)				
点呼	点呼の時間 点呼実施者	健康状態	服装	免許証 現物確認	点呼時の指示事項			
車両 点検	ブレーキ	タイヤ	灯火類	燃料	走行 距離	出発時 メーター	帰着時 メーター	走行距離
運行 状況	出発時間	帰着時間	運行目的		目的地		特記事項	

確認方法の凡例

- A～対面で検査機器使用
- B～非対面で検査機器使用
- C～対面で目視確認
- D～非対面で目視確認

※ 令和4年10月1日以降にC又はDとした場合は、アルコール検知器を使用しなかった理由(急な故障など)と検知器に代わる措置について特記事項に記載すること。

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						<input type="checkbox"/> 特記事項なし
帰着時						

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無	検知された数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						<input type="checkbox"/> 特記事項なし
帰着時						

この様式は千葉県安全運転管理協会のホームページに掲載しています。

(3) 記録媒体と保存期間について

記録の保存の方法については定められていません。文書で保存するか、パソコンファイル等の電磁記録で保存することとなります。

電磁記録で保存する場合は、パソコンの故障や電磁ファイルが破損する場合がありますので、バックアップを取るなどの補完措置を取って下さい。

保存期間は1年です。道路交通法第75条の2の2に基づき、公安委員会から保存記録の提出を求められることがありますので、適切に保存してください。

6 法改正のポイント4 アルコール検知器は常時有効に保持しなければならない

○常時有効に保持とは

正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことです。このため、検知器の取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認して、故障がないものを使用しなければなりません。

特に注意していただきたいのが、機種ごとに定められている使用限度回数と使用期間です。某アルコール検知器の使用限度は、使用回数が1,000回または購入から1年に早く達した方とされています。他のほとんどの機種も使用回数と使用期間が定められています。

作動しているが使用限度期間を超えていた、という事案も想定されますので、機器の更新には注意が必要です。

また、業務形態によっては、ドライバーに携帯型検査機器を持たせ、出張先で検査を行わせることがあります。紛失や返却の遅延などで検査機器の不足が発生する場合にも備えて下さい。

7 事業所における飲酒運転防止

(1) 従業員の飲酒のモラルと自己管理能力を向上させる指導

飲酒運転は絶対にしないという機運の醸成

二日酔い状態にならない適度な飲酒

(2) 二日酔いになった場合等のルール作り

自動車通勤から電車通勤に変更する等

(3) アルコール依存傾向がある従業員の人事上の措置

運転業務を続けさせて良いかという問題

8 酒気ありの検査結果を想定した社内規定の整備

(1) 業務運転をさせない社内規定

(2) 代替え運転者の確保と運用規定

(3) 運転禁止のドライバーにどのような業務をさせるか

(4) 警察通報の判断基準